

平成29年度の積算ミス防止への取組状況等について（概要報告）

1. はじめに

港湾局では、平成27年度に積算ミスに起因する入札停止等が相次いで発生（4件）したことから、積算ミスの原因究明及び再発防止を目的とした「港湾局発注関連業務適正化検討委員会（委員長：港湾局長）」を平成27年11月に設置しました。

同委員会において、各種対応および対策が位置付けられ、以降これらに基づき、再発防止の取組みを進め、現在まで“積算ミスによる入札中止0件”という結果を得ることができました。

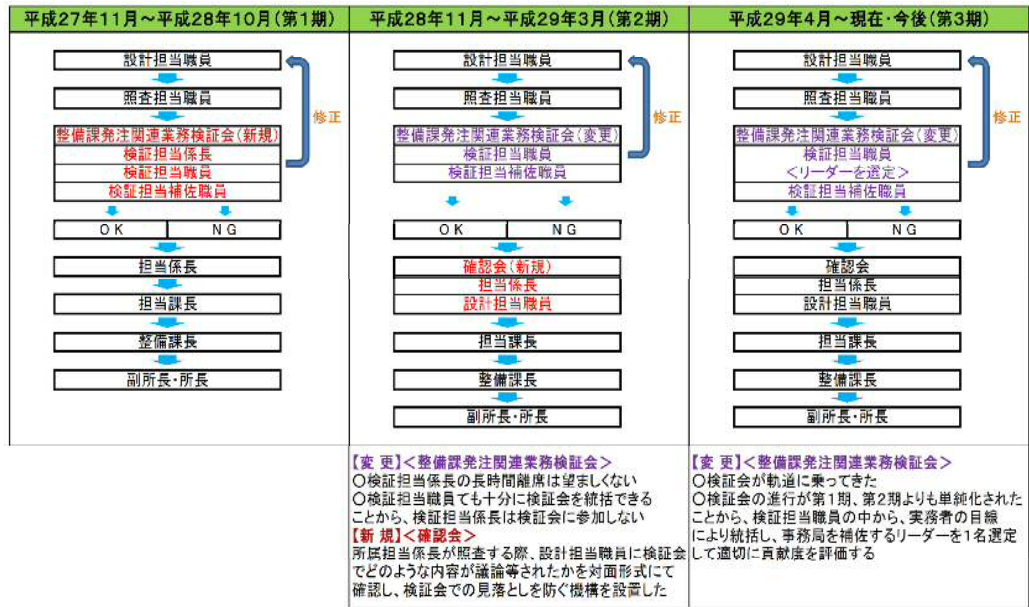
2. 発注関連業務検証会（整備課・設備課）

平成27年11月に設置され、以降現在までの約3年間において、積算ミスによる入札中止0件（約3年間で約100件の工事件数）を維持しています。他分野の工事を扱う特徴（※）がある港湾局において、質疑応答形式（合議体制）の発注関連業務検証会が適合することを確認できました。

また、検証会は、検証担当補佐職員（若手）の人材育成に有効です。その判断は、検証担当職員から、自分の所属する係以外に所属する検証担当補佐職員から設計積算のコツや取組思考などについての質問を検証会のなかで積極的に受けたとの意見があげられるなど抽象的な意見とは異なり具体的な態度を示す意見は信頼できると考え、検証会に参加した土木職員へヒヤリングした意見を根拠にしました。

<運営体制の変遷>

整備課例



3. 間違いやすいシステム操作研修

土木工事標準積算基準書で積算する土木工事において、勘違いしやすいものやシステム操作の間違いやすいものを問題形式で出題、実際にシステムを使い答えを導き出すことにより基準書の理解とシステム操作の習得を図ることを目的とします。

<研修内容>

- 1 最近の防食工事の設計書（Exce）を例にして、実際に港湾工事積算システムを使用して設計書を作成します。

4. 設計積算研修会

港湾工事等の設計積算に係るQ&Aやヒヤリハット事例等について、検証を行い設計積算能力の習熟を図ります。

<研修内容>

- 1 設計・積算上の注意点について
○港湾の施設の設計に際して
○設計・積算実務要領について
○土木工事標準積算基準等の改定
- 2 定期（工事）監査等について
○平成28年度定期（工事）監査について
○会計実地検査の指摘事例について

5. 若手勉強会（整備課例）

<変遷>

項目		平成28年度（失敗）	平成29年度（成功）
①	参加職員選定	○整備課管理者会議にて選定 ○選定された若手職員へ参加可否の意思をヒアリングしない	○整備課管理者会議にて剪定 ○選定された若手職員の意思を尊重し、参加可否の意思をヒアリングし決定した
②	実施内容	○特に明確にしていない	○実施内容：4部門 一般部門、調整部門、構造部門、現場部門を分割して設置することで明確にした
③	事務局	○特に明確にしていない	○事務局を適切に設置することで会運営の統括を明確にした

一般部門
調整部門
構造部門
現場部門

設計積算・現場監督等における疑問等について、同年代にて相談・議論する
庶務課技術監理担当と整備課の直面している疑問等をダイレクトに共有する
構造解析理論についてイメージを重視し簡単に先輩職員が講義する
官の監督員として必要な現場監督心得を取得することを目的に先輩職員が講義する

<試行運用精査と今後について>

近年、整備課職員数に対し業務量が増しており、若手職員も当然に担当業務の負担が増していることから、整備課若手勉強会の独自・単独の内容が参加職員の負担増になるものと考えました。

そこで、庶務課技術監理担当（以後、技術監理担当という）が所管する「設計・積算要領調整会議」との連携強化を目的として試行運用することで、一般部門・調整部門の目的達成が可能であるか精査し、整備課若手勉強会の今後の運用方向性を定めました。なお、成功／失敗の判定のうち28年度の失敗の判定に関しては、若手職員の参加にあたってすごく困惑していたなどの係長等による参加姿勢観察を根拠にし、29年度の成功の判定に関しては、若手職員から、他の若手職員の仕事に対する不安や態度を聞くことはとても勉強になり有意義であるとの意見が抽出される意見が根拠にしました。

部門	試行運用	精査	今後
一般部門 調整部門	要領調整会議の委員に若手職員を原則として2名程度を選定（若手職員の在課人数による）	○技術監理担当と整備課の調整 ○要領調整会議に参加するベテラン職員から若手職員への人材育成が可能となる	本格運用
構造部門 現場部門	構造講習会、現場講習会を年1回程度実施する	○若手職員が在課する年度のみ対応する	本格運用

6. 設備課例<若手勉強会>

<特徴>

設備課は、電気職・機械職の混合で組織され、設備課の長である設備課長には電気職又は機械職が配置され、ほとんど100%土木職が配置される整備課とは異なるという特徴があります
（例）電気職が設備課長となった場合、機械系の分野も専門外ではあるが統括管理する

<対応>

約3年間試行運用し、最終的な対応として、設備課若手勉強会など（設備課発注関連業務検証会も含む）を機械設備維持担当係長及び電気設備維持係長も参加するといったオール設備課で運用しました。例として、「川崎港における近年の活発な動きに対応すべくコンテナターミナル荷役機械設備の技術勉強会」を開催しました。